

一般社団法人 わくわくの村 定款

2024年2月 作成
2024年2月7日 公証人認証

一般社団法人 わくわくの村 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 わくわくの村と称する

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県東筑摩郡麻績村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、全ての人が安心し、かつ楽しくワクワク生活できるように、また土地の豊富な資源を再確認し、自然や人の豊かさを感じながら生活できるように、加えて思いやりの心を起点に、人とのつながりで豊かに生きると感じられるように、様々なことを提案実施することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 世代を超えた支え合いのしくみを作る事業
- 自然や子どもに関わる体験事業
- 地域の交流と地域の活性化事業
- 居場所支援に関わる事業

- (5) SDGsに配慮した環境を作り出す事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告する方法による。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1. 正会員 この法人の目的に賛同し入会し法人の活動を促進する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(決議の方法)

第 12 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が主席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 13 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 5 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 役員

(員数)

第 16 条 当法人に次の役員を置く。

1. 理事 3 名
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 19 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬)

第 20 条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 21 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 22 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日から（翌年）7 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第 25 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 26 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを類似の事業を目的とする他の公益法人に帰属させる。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 27 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 28 条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時 理事 和栗 由利子

設立時 理事 小松 小百合

設立時 理事 坂野 かほり

設立時代表理事 和栗 由利子

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 29 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長野県東筑摩郡麻績村日 3349 番地 1

和栗 由利子

長野県東筑摩郡麻績村麻 3864 番地の 10

小松 小百合

長野県東筑摩郡麻績村麻 3455 番地 18

坂野 かほり

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

2024年2月1日

以上、一般社団法人 わくわくの村設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。